

高知県国民保護計画の変更の概要

高知県国民保護計画（平成18年3月作成、平成21年3月変更）について、国が平成29年に改めて変更した「国民の保護に関する基本指針」にあわせるなどして変更する。

1 国民保護計画とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第34条により、国が定める「国民の保護に関する基本指針」に基づき都道府県が作成する計画。

基本指針には、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に加え、想定される武力攻撃事態の類型および類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置、緊急対処事態の事態例などが定められている。

<国民保護計画に定める事項>（国民保護法第34条第2項）

- ① 国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 国民の保護のための措置に関する事項
- ③ 訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 市町村の国民保護計画、指定地方公共機関の国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ⑤ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦ 都道府県知事が必要と認める事項

2 変更の背景

- (1) 北朝鮮が繰り返す核実験や弾道ミサイル発射への新たな対応が必要となった。
- (2) 国の基本指針が、北朝鮮情勢を踏まえて平成29年12月に一部変更された。
- (3) 本県では、平成29年11月に初めての実弾対応訓練、平成30年1月に約8年ぶりの国民保護訓練を実施し、高知県国民保護計画を検証した。

3 変更（案）の内容

(1) 国の基本指針の変更に係る変更

- ① 核攻撃等による災害発生時の除染等を明記 (新規)
- ② 警報等の情報伝達手段としてのJアラート、エムネットの活用について明記 (新規)
- ③ 避難訓練の例示、地下への避難、避難施設の収容人数を把握するよう明記 (追加)
- ④ 県外へ住民を避難させる場合、避難先の知事等に事務を委託するよう明記 (追加)
- ⑤ Jアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動を周知することを明記 (追加)

(2) その他

関係機関・県の組織改編等に伴う変更、統計数値等の更新、関係法令の改正等に伴う変更

4 計画変更に係る今後のスケジュール

計画変更に当たっては、高知県国民保護協議会（会長：知事）への諮問、内閣総理大臣への協議（閣議決定）、県議会への報告が必要。

- ・ 4月26日 高知県国民保護協議会幹事会の開催
- ・ 4月27日～5月上旬 高知県国民保護協議会への諮問
- ・ 5月上旬 国への事前協議
- ・ 5月中旬 国への正式協議
- ・ 6月中旬 閣議決定（昨年6月20日）
- ・ 6月下旬 6月県議会での報告

高知県国民保護計画 新旧対照表

No.	該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
1	第1編第3章 (6頁表中)	指定地方 行政機関	<u>中国四国防衛局</u> <u>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整</u>	(新規)	指定地方行政機関 の明記
2	第1編第3章 (7頁表中)	指定公共 機関名	<u>日本郵便(株)</u>	<u>郵便事業株式会社</u>	社名変更による
3	第1編第3章 (7頁表下)	指定(地 方)公共機 関名	日本航空(株) (一社)高知県バス協会 <u>とさでん交通(株)</u> (一社)高知県トラック協会 <u>ソフトバンク(株)</u> (株)NTTドコモ 四国ガス(株)高知支店 (一社)高知県LPガス協会 (一社)高知県医師会	(株)日本航空 <u>インターナショナル</u> (社)高知県バス協会 <u>土佐電気鉄道(株)</u> (社)高知県トラック協会 (新規) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国 四国 <u>瓦斯</u> (株)高知支店 (社)高知県 <u>エルピー</u> ガス協会 (社)高知県医師会	・社名等の変更による ・国民保護法施行 令で指定されてい るソフトバンク(株) の追加
4	第1編第4章 1の3(6) (9頁15行～)	空港、港湾 の位置等	空港は、南国市に高知龍馬空港があり、2500mの滑走路を有し、東京(羽田)、大阪(伊丹)、名古屋(小牧)、福岡の4都市へ運航しています。 港湾数は19で、そのうち重要港湾は、高知港、須崎港、宿毛湾港の3つです。 港湾管理者が管理する岸壁のうち、最大のものは、高知港第7ふ頭3号岸壁で、水深12m、延長280m、3万tクラスの貨物船の係留が可能です。 また、バスは、乗合路線を <u>とさでん交通(株)など主に10事業者</u> が運行しているほか、関西方面をはじめ、四国内県庁所在地など11の都市間で高速バスが運行しています。	空港は、南国市に高知龍馬空港があり、2500mの滑走路を有し、東京(羽田)、大阪(伊丹、 <u>関西</u>)、名古屋(小牧)、福岡の4都市へ運航しています。 港湾数は19で、そのうち重要港湾は、高知港、須崎港、宿毛湾港の3つです。 港湾管理者が管理する岸壁のうち、最大のものは、高知港第7ふ頭2号岸壁で、水深12m、延長240m、3万tクラスの貨物船の係留が可能です。 また、バスは、乗合路線を <u>18社が527系統</u> を運行しているほか、関西方面をはじめ、四国内県庁所在地など12の都市間で高速バスが運行しています。	時点修正による
5	第1編第4章 1の3(7) (9頁24行)	自衛隊施 設	自衛隊施設は、陸上自衛隊第50普通科連隊が香南市に航空自衛隊土佐清水通信隊が土佐清水市に、自衛隊高知地方協力本部が高知市に所在しています。	自衛隊施設は、陸上自衛隊第14旅団施設隊が香南市に航空自衛隊土佐清水通信隊が土佐清水市に、自衛隊高知地方協力本部が高知市に所在しています。	自衛隊の組織改正 による

高知県国民保護計画 新旧対照表

No.	該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
6	第1編第4章 2の2 (9頁29行～)	人口及び 構成	(H27国勢調査) ・人口は、 <u>72.8</u> 万人 ・全国総人口の <u>0.57</u> %を占め、 ・人口の分布は約 <u>46</u> %が高知市に集中 ・高齢者(65歳以上)の人口に占める比率は全体で <u>32.8</u> %で、郡部に限ると <u>41.7</u> %に達し、	(H17国勢調査) ・人口は、 <u>79.6</u> 万人 ・全国総人口の <u>0.6</u> %を占め、 ・人口の分布は約 <u>4割</u> が高知市に集中 ・高齢者(65歳以上)の人口に占める比率は全体で <u>25.9</u> %で、郡部に限ると <u>32.0</u> %に達し、	統計データの時点 修正による
7	第1編第5章 2の① (13頁最下行 ～)	想定されて いる武力 攻撃事態	・核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する 車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及 び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防 止するため必要な措置を講じる必要があります。	(新規)	国民の保護に関す る基本指針の見直 しにより追加され たため
8	第2編第1章 第1の2(3) (18頁表中)	職員参集 基準	配備体制 ① <u>危機管理部</u> 体制 動員体制 国民保護担当職員 <u>及びあらかじめ定めた職員</u>	配備体制 ① <u>担当課</u> 体制 動員体制 国民保護担当職員(<u>あらかじめ定めた職員</u>)	県の配備体制の見 直しによる
9	第2編第1章 第2の3(3) (22頁7行～)	広域緊急 援助隊の 名称変更	(3) <u>警察災害派遣隊</u> の充実・強化 県警察は、他の都道府県警察と連携して、 <u>警察災害 派遣隊</u> が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓 練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要 な体制の整備を図ります。	(3) <u>広域緊急援助隊</u> の充実・強化 県警察は、他の都道府県警察と連携して、 <u>広域緊急 援助隊</u> が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓 練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要 な体制の整備を図ります。	警察庁の危機管理 体制の見直しによ る
10	第2編第1章 第3(5) (26頁表下8行 ～)	情報通信 機器等の 活用	(5) <u>情報通信機器等の活用</u> ① <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用</u> <u>県民に対して迅速に警報を通知するため、消防庁が 整備した全国瞬時警報システムを活用します。</u> ② <u>緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の活用</u> <u>内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システム である緊急情報ネットワークシステムを活用し、国から の国民保護関連情報を収集します。</u>	(新規)	国民の保護に関す る基本指針の見直 しにより追加され たため

高知県国民保護計画 新旧対照表

No.	該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
11	第2編第1章 第5の2(1) (31頁26行～)	訓練の例 示	<p>(1) 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。</p>	<p>(1) 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図ります。</p>	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
12	第2編第2章 5(2) (35頁10行～)	避難施設 の指定	<p>(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮します。</p> <p>③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮します。</p>	<p>(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮します。</p> <p>③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮します。</p>	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
13	第3編第1章 1(1) (43頁12行～)	初動連絡 体制	<p>(1) 危機管理部体制 知事は、政府による事態認定の有無に関わらず、多数の人を殺傷するなどの事案が発生するおそれがあるなどの情報を入手し、国際情勢等を勘案すると、今後の情勢を見守る必要があると考えられる場合等においては、国民保護担当職員及びあらかじめ定めた職員による危機管理部体制を設置します。</p>	<p>(1) 担当課体制 知事は、政府による事態認定の有無に関わらず、多数の人を殺傷するなどの事案が発生するおそれがあるなどの情報を入手し、国際情勢等を勘案すると、今後の情勢を見守る必要があると考えられる場合等においては、あらかじめ定めた国民保護担当職員による担当課体制を設置します。</p>	県の配備体制の見直しによる

高知県国民保護計画 新旧対照表

No.	該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
14	第3編第2章 1(3) (46頁図)	部の組織等	<p style="text-align: center;">※8つの部を抜粋して記載</p>	<p style="text-align: center;">※8つの部を抜粋して記載</p>	県の組織改正及び名称の変更による
15	第3編第4章 第1の1(2)② (56頁25行)	県のホームページ URL	http://www.pref.kochi.lg.jp	http://www.pref.kochi.jp	URLの変更による ([lg.]の追加)
16	第3編第4章 第2の2(4) (62頁12行～)	県の区域を越える住民の避難の場合における事務	<p>(4) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整</p> <p>① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民数、避難住民の受入予定地域 ・避難の方法(輸送手段、避難経路)等 <p><u>なお、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全の確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行います。</u></p>	<p>(4) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整</p> <p>① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民数、避難住民の受入予定地域 ・避難の方法(輸送手段、避難経路)等 	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため

高知県国民保護計画 新旧対照表

No.	該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
17	第3編第4章 第2の3① (63頁15行～)	弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難	<p>① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させる必要があります。 このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させます。</p> <p><u>※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALE RT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとします。</u></p>	<p>① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させる必要があります。 このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させます。</p>	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
18	第3編第5章 2(2) (70頁21行～)	国への救援要請等	<u>内閣総理大臣</u> から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行います。	<u>厚生労働大臣</u> から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行います。	災害対策基本法等の改正による
19	第3編第5章 3(1) (71頁18行～)	救援の基準	知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u> 。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行います。 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、 <u>内閣総理大臣</u> に対し、特別な基準の設定について意見を申し出ます。	知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u> 。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行います。 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、 <u>厚生労働大臣</u> に対し、特別な基準の設定について意見を申し出ます。	災害対策基本法等の改正による
20	第3編第5章 4 (74頁5行～)	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	<p>① 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による<u>被ばく</u>医療活動の実施 内閣総理大臣により<u>被ばく</u>医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	<p>① 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による<u>緊急被ばく</u>医療活動の実施 内閣総理大臣により<u>緊急被ばく</u>医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	国民の保護に関する基本指針の見直しによる

高知県国民保護計画 新旧対照表

No.	該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
21	第3編第6章 5(1) (77頁26行～)	市町村による安否情報の収集	市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、 <u>住民基本台帳等</u> 市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとします。	市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、 <u>住民基本台帳、外国人登録原票等</u> 市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとします。	外国人登録制度が廃止されたため
22	第3編第7章 第2の2【別表】 (83頁表中の下から2段目の左)	危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>	<u>薬事法</u>	薬事法の変更による
23	第3編第7章 第2の2【別表】 (83頁表中の下から2段目の左から2番目)	危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 施行令 <u>第80条</u>	<u>薬事法</u> 施行令 <u>第15条の4</u>	薬事法及び同法施行令の変更による
24	第3編第7章 第2の2【別表】 (83頁表中の最下段)	危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧	備考 1 …事態対処法第2条 <u>第8号</u> …	備考 1 …事態対処法第2条 <u>第7号</u> …	事態対処法の変更による

高知県国民保護計画 新旧対照表

No.	該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
25	第3編第7章 第3の1(3) (84頁下から6行～)	安定ヨウ素剤の服用	(3) <u>安定ヨウ素剤の服用</u> 県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、 <u>地域防災計画の定め</u> の例により行います。	(3) 安定ヨウ素剤の <u>配布</u> 県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る <u>防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講じます。</u>	国民の保護に関する基本指針の見直しによる
26	第3編第7章 第3の1(4) (84頁下から3行～)	飲食物の摂取制限等	(4) <u>飲食物の摂取制限等</u> 県は、 <u>必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、地域防災計画の定め</u> の例により行います。	(4) <u>食料品等による被ばくの防止</u> 県は、 <u>国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等</u> を行います。	国民の保護に関する基本指針の見直しによる
27	第3編第7章 第4の4(1)② (90頁16行)	県警察による被災者の救助等	県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行います。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する <u>警察災害派遣隊</u> の派遣要求及び連絡等の措置を実施します。	県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行います。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する <u>広域緊急援助隊</u> の派遣要求及び連絡等の措置を実施します。	警察庁の危機管理体制の見直しによる
28	第3編第9章 第4の2(2) (95頁10行～)	廃棄物処理対策	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 <u>災害廃棄物対策室</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制整備します。	環境省が定める指針の見直しによる